

JAQG 運営委員会 運営細則

(目的)

第1条 この細則は「航空宇宙品質センター（JAQG）設置運用規則」第三章第1節に規定する運営委員会の細部について定めることを目的とする。

(構成員)

第2条 運営委員会は、航空宇宙の品質保証に携わっている部門の代表から構成する。

(運営委員長の選任)

第3条 運営委員長は、年度当初の運営委員会で選出し、任期は1年間とする。
ただし、再任は妨げない。

附則

1. この細則は、平成13年6月1日から実施する。
2. この改正は、平成15年4月1日から施行する。